

区分／会員別	A①会員	A②会員(B)	A②会員(C)	B会員	C会員
日本医師会費 ^{※1} (日医医賠責保険料等部分)	126,000円 (66,000円)	4月1日現在の年齢	21,000円 (15,000円)	28,000円	6,000円
		[31歳以上] 64,000円 (36,000円)			
		[30歳以下] 39,000円 (11,000円)			
九州医師会費 ^{※1}	2,000円(予定)				
九州医学会費 ^{※1}	2,000円(予定)				
長崎県医師会入会金	500,000円 (入会時一括納入)				
長崎県医師会費 ^{※1}	A会員入会后	12,000円	1,200円	12,000円	1,200円
	[8 年以上] 96,000円				
	[8 年未満] 120,000円				
長崎県医師会収入割会費	ランク別会費 【別表】				
年額計 (収入割会費除く)	A会員入会后	4月1日現在の年齢	25,200円	44,000円	11,200円
	[8 年以上] 226,000円	[31歳以上] 80,000円			
	[8 年未満] 250,000円	[30歳以下] 55,000円			

※1 医学部卒後5年間は、減免申請により無料（日医医賠責保険料等部分を除く）

【別表】収入割会費賦課額一覧表

ランク	前年度の税務申告に係る医業総収入	A会員入会后8年以上	A会員入会后8年未満
A	2,500 万円未満	月額 0 円	月額 0 円
B	2,500 万円以上～ 5,500 万円 //	// 1,000 円	// 1,500 円
C	5,500 万円 // ～ 8,500 万円 //	// 2,000 円	// 3,000 円
D	8,500 万円 // ～ 1 億 1,500 万円 //	// 5,000 円	// 7,500 円
E	1 億 1,500 万円 // ～ 2 億円 //	// 8,000 円	// 12,000 円
F	2 億円以上	// 10,000 円	// 15,000 円

《参考》医師連盟会費（高齢・疾病・出産育児等 減免会員を除く A会員）

県医連負担金	月額 1,000円×12ヵ月＝12,000円（銀行口座振替依頼書により銀行引き取り 又は 郡市医師連盟で取り纏め）
日医連負担金	年額 20,000円（郡市医師連盟で取り纏め）

長崎県医師会・令和8年度会費等賦課額及び徴収方法

1. 会費等賦課額

1) A会員

①均等割会費：

A会員入会后8年未満の会員 月額 10,000 円

A会員入会后8年以上の会員 月額 8,000 円

②収入割会費：

会員が、前年度の税務申告に係る医業総収入に基づき、別表に定めた賦課額一覧表の該当ランク6ランクを県医師会へ申告するものとする。
但し、A会員へ入会后8年間に達するまでは、調整会費を加算した月額とする。

2) B会員

①均等割会費：月額 1,000 円

3) C会員

①均等割会費：月額 100 円

但し、会費減免申請により無料とする。

2. 会員種別

- ①A会員：病院・診療所の開設者、管理者及びそれに準ずる会員
- ②B会員：上記以外の勤務医会員
- ③C会員：医師法に基づく研修医であって申請をした者

3. 徴収方法

- ①A会員は、日本医師会費等を含めて各診療報酬から「預金口座振替依頼書」により毎月銀行引去りにて徴収する。
- ②B会員及びC会員は、所属都市医師会に委託して徴収する。
- ③特別の理由あるものは理事会で決定する。